

令和 7 年度千歳市工業団地パンフレット等作成業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和 7 年 7 月 7 日

千歳市長 横田 隆一

1 担当部署

〒 0 6 6 - 8 6 8 6 千歳市東雲町 2 丁目 34 番地  
千歳市企画部企業誘致課企業誘致係（本庁舎 4 階）  
電話 0 1 2 3 - 2 4 - 3 1 2 6  
FAX 0 1 2 3 - 2 2 - 8 8 5 4  
e-mail kigyoyuuchi@city.chitose.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和 7 年度千歳市工業団地パンフレット等作成業務
- (2) 業務内容 ①パンフレットの企画・編集・デザイン及び印刷製本  
②企業誘致用名刺台紙のデザイン  
③プロモーションバッグのデザイン及び作成  
④デザインデータ及び印刷製本 P D F データの納品
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること

- (1) 令和 7・8・9・10 年度千歳市競争入札参加資格者名簿において、次のすべての業種に登録があり、北海道内に本社又は受任者があること。
  - ア 大分類「物品購入等」－中分類「印刷」－小分類「一般印刷」－取扱品目「パンフレット」
  - イ 大分類「業務委託」－中分類「その他業務」－小分類「その他業務」－取扱業務「パンフレット・ガイドブック企画制作」
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 14 年 12 月 18 日千歳市長決裁）に基づく指名停止を

受けていない者であること

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (5) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること
- (6) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者については、それらの中でいずれか一者のみの参加とすること

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。）
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の公正な競争が阻害されると認められる場合

- (ア) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合
- (イ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### 4 実施要領等の交付期間及び方法

令和7年度千歳市工業団地パンフレット等作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月28日（月）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、千歳市のホームページ（以下のURL）からのダウンロードにより交付する。

ホームページURL：<https://www.city.chitose.lg.jp/docs/38506.html>

## 5 参加手続等

### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年7月28日（月）午後3時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。（なお、郵送の場合は必着とする）

### (2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

### (3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年8月25日（月）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参による。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 7 受注候補者の特定

千歳市工業団地パンフレット等作成業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

## 8 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

7において受注候補者として特定された者と当該業務の仕様書の内容に関する協

議を行い、当該内容について合意の上、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は、返還しない。

(5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。

(6) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができること。

(7) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。

(8) 詳細は、実施要領等による。